

事務事業の概要

事務事業名	同和教育研究推進事業	担当課	教育委員会事務局生涯学習課																																	
対 象	伊賀市市民全員及び伊賀市内人権教育団体	事業期間																																		
目 的	人権を尊重し、あらゆる差別のない明るい地域社会を実現する																																			
根拠法令等	伊賀市人権施策総合計画、伊賀市同和施策推進計画、伊賀市人権同和教育基本方針																																			
内 容	(1)伊賀市内の人権同和教育の充実と発展に資する目的で、伊賀市人権同和教育研究協議会及び上野社会同和教育研究会に対し、人権同和教育研究活動事業の委託を行いました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により、事業や講演会を中止するケースもありました。 (2)市民を対象に、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、伊賀市内における社会教育分野で人権同和教育を推進するリーダー育成や人権に関する相談体制の充実を図るため人権教育学習会を開催いたしました。(年7回) (3)いがまち公民館における同和教育研究推進事業を行いました。																																			
事業に要した 主な経費 など	<table><tr><th>経費</th><th>金額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>報償費</td><td>105,000円</td><td>人権教育学習会講師謝金 円</td></tr><tr><td>委託料</td><td>4,916,116円</td><td>伊賀市人権同和教育研究協議会 4,672,826円 上野社会同和教育研究会 243,290円</td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>34,045円</td><td>小学生交流事業自動車借上料 円</td></tr><tr><td>負担金、補助金及び交付金</td><td>85,000円</td><td>いがまち学校人権・同和教育研究会補助金 円</td></tr><tr><td></td><td>円 0</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円 0</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円 0</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円 0</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円 0</td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>5,140,161円</td><td>0 円</td></tr></table>			経費	金額	摘要	報償費	105,000円	人権教育学習会講師謝金 円	委託料	4,916,116円	伊賀市人権同和教育研究協議会 4,672,826円 上野社会同和教育研究会 243,290円	使用料及び賃借料	34,045円	小学生交流事業自動車借上料 円	負担金、補助金及び交付金	85,000円	いがまち学校人権・同和教育研究会補助金 円		円 0	円		円 0	円		円 0	円		円 0	円		円 0	円	計	5,140,161円	0 円
	経費	金額	摘要																																	
	報償費	105,000円	人権教育学習会講師謝金 円																																	
	委託料	4,916,116円	伊賀市人権同和教育研究協議会 4,672,826円 上野社会同和教育研究会 243,290円																																	
	使用料及び賃借料	34,045円	小学生交流事業自動車借上料 円																																	
	負担金、補助金及び交付金	85,000円	いがまち学校人権・同和教育研究会補助金 円																																	
		円 0	円																																	
		円 0	円																																	
		円 0	円																																	
		円 0	円																																	
	円 0	円																																		
計	5,140,161円	0 円																																		

補助金等詳細

全体コスト（千円）	直接事業費	項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等)
		国県支出金	0	0	0		
		地方債	0	0	0		
		その他	0	0	0		
		一般財源	4,614	8,181	5,140		
	人件費	合計(A)	4,614	8,181	5,140	0	
		正規職員	業務量 0.60 人	1.60 人	1.60 人	1.60 人	
			人件費 4,687	12,423	12,423	12,380	
		再任用職員	業務量 0.05 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
			人件費 193	0	0	0	
		会計年度任用職員	業務量 1.30 人	1.30 人	1.30 人	1.30 人	
			人件費 2,480	2,075	2,075	2,103	
		小計(B)	7,360	14,498	14,498	14,483	
		合計(A+B)	11,974	22,679	19,638	14,483	
	市民1人当たりのコスト(円)		133	255	221	165	

指 標	指標名		指標の説明		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	加入数		伊賀市人権同和教育研究協議会の活動趣旨を理解して会員となった加入数		%		目標	1,725	1750	1800	1800
							実績	1,762			
	指標化できない成果		0				達成	100.1%			

方向	継続	課題	現在も根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するには、事業委託先である伊賀市人権同和教育研究協議会等で、市民が人権尊重の視点を持って主体的に人権同和教育を推進することが必要です。
		改善案	主体的に差別をなくす市民がさらに増えるよう、伊賀市人権同和教育研究協議会等の活動意義を理解し参画する個人や団体会員のさらなる拡大を推進します。

補助事業名	人権同和教育研究活動事業委託料					施策No.	5-1-①	
交付の目的	同和問題を基軸として、あらゆる差別解消のため、市民一人一人の認識を深め、人権文化が構築された社会システムへの変革を目指して啓発活動を推進するとともに、各種研究大会や講演会、研修学習会等、あらゆる機会を通して実践的な活動への積極的な参加を推進する中で、人権が確立された社会の担い手の育成を目指す。							
交付先・交付要件	伊賀市人権同和教育研究協議会							
事業内容	人権・同和教育の研究及び実践、人権・同和教育に関する研修の実施、人権問題、同和問題に関する調査や啓発、並びに資料の収集、関係諸機関・団体・企業などとの連携、その他、目的を達成する為に必要な事業							
根拠法令等	部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例（平成16年11月1日条例第146号）							
事業開始年度	平成22年度					契約・債務負担	無	
財源・率	－					上乗せ・範囲拡大	無	
補助実績等（千円）	H26	7,857	H27	7,857	H28	7,857	H29	7,040
	H30	7,040	R1	7,040	R2	3,937	R3	4,673
目的の達成状況（何が、どうなれば達成か）	部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃							
補助対象経費	旅費・委託料・消耗品費・通信運搬費・自動車借上料							
補助金額・補助率の算出根拠	伊賀市人権同和教育研究協議会収支計算報告	類似制度、同一団体への重複補助の有無			無		終期設定の有無	無
性質別分類	4. その他事業費補助	「団体運営補助」である場合の事業費補助への移行策			無			

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

今後の方向性		継続	その理由	部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけて、行政の責務として地域における啓発を進める市民団体や人権啓発リーダーの育成と人権同和教育や啓発を推進するための経費が必要である。	
事項 見直し	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	本来市がなすべきものとして委託料化している。		対象と金額	無

●補助金等の評価（指針「5 その他の取り組み」参照） ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	各支部での講演会や研究大会など人権同和教育推進に向けた取組は効果があった。会員募集をさらに周知し、財源の確保に努めている。	各支部同研の啓発事業の内容や経費の支出は適正に処理されていた。	部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけて、行政の責務としての補助金と、市民の責務としての会費による自主財源を両立させながら、効果的な人権同和教育の推進をそれぞれの地域において進める。
令和元年	各支部での研究大会や学習会を通じて、人権同和教育推進に向けた取組は、人権問題を中心に市民と行政や教育関係機関をつなぐために効果があった。会員募集をさらに周知し、財源の確保に努めている。	各支部同研の啓発事業の内容や経費の支出は適正に処理されていた。	部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけて、行政の責務としての補助金及び団体育成支援と、市民の責務としての会費による自主財源を両立させながら、効果的な人権同和教育の推進をそれぞれの地域において進める。
令和2年	各支部での研究大会や学習会を通じて、人権同和教育推進に向けた取組は、人権問題を中心に市民と行政や教育関係機関をつなぐために効果があった。会員募集をさらに周知し、財源の確保と活動趣旨の賛同に努めている。	各支部同研の啓発事業の内容や経費の支出は適正に処理されていた。	部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけて、行政の責務としての補助金及び団体育成支援と、市民の責務としての会費による自主財源を両立させながら、効果的な人権同和教育の推進をそれぞれの地域において進める。
令和3年	各支部での研究大会や学習会を通じて、人権同和教育推進に向けた取組は、人権問題を中心に市民と行政や教育関係機関をつなぐために効果があった。会員募集をさらに周知し、活動趣旨の賛同による人権教育の推進とその活動の財源の確保に努めている。	各支部同研の啓発事業の内容や経費の支出は適正に処理されていた。	部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけて、行政の責務としての補助金及び団体育成支援と、市民の責務としての会費による自主財源を両立させながら、効果的な人権同和教育の推進をそれぞれの地域において進める。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体（地域）を対象とした補助金ではない。	○	
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	○	
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠	この事業を絶対にやらないといけないという根拠はないと思うが、県下他市で、同和教育研究協議会を設立している自治体はどれくらいあるのか？	近隣自治体では、亀山、津、名張、四日市、東員、伊勢である。 三重県下全ての自治体において人権・同和教育研究会及び協議会が設立されている。	委託料として支出しているので要綱が存在しないのは理解できるが、補助金ではなく委託としている理由は？	市の責務として位置付けているところが一番大きいため委託料としている。			補助金であれば適正化条例の適用もあるので、検証の機会がある。委託料となると適正化条例の適用から漏れるため、適正性を裏付ける担保に乏しいので、委託事業の設置要綱等を整備すること。
積算根拠	委託費とのことであるが、対象経費はどこで定めているのか？	契約書で定めている。	費目ごとの積算基準、上限はあるか？	細かい基準はない。社会通念上、行われているという理解。			セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せず 全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容
	単価を積み上げた積算をもとに委託料が支出されてきたということでしょうか？	はい。定額ではない。	講師料、交通費等支出の適正さはどの様にチェックしているのか？生涯学習課で監査しているのか？	それぞれの団体での監査。 協議会自体は当課で監査している。各支部は支所担当者が監査している。			
終期設定	終期は必ず設定していただき、その都度検証して必要であれば続ける。未来永こう自動的に続けるという認識は変えていただきたい。	行政の責務として委託料として行っているので終期の設定は難しいのではないかと考えている。					終期は必ず設定していただき、その都度検証して必要であれば続ける。未来永劫自動的に委託費が計上されるという認識は変えるべき。
自己負担・決算内容	この団体に対して他の部署からの補助等はないということでしょうか？国県を含めて。	そのとおり。					決算書を書面で確認するだけでなく、団体への直接監査を実施されること。
公益性	活動の内容は何か？	旧6市町村の地域事情に考慮した内容での人権同和教育研究会や上部団体への研究会への参加など、それぞれの地域で活動している。					各団体で温度差があるのであれば、全ての団体で行う必要はないのではないか。検証が必要。
	同和教育研究協議会の構成メンバー、概要を教えてください。	旧6市町村の研究団体があり、その中で行政職員、住民自治協議会、企業等が参画をしている。住民自治協議会には住民も含まれている。行政職員は個人として参画。あと、市内の小中学校、高校に勤務している教職員					
	総勢は？	1762名が登録されている。団体も含んでいる。					
公平性・透明性	支出先の構成は？	伊賀市人権同和教育研究協議会は、旧6市町村の人権同和問題教育研究団体からなり、各団体の会員としては、住民自治協議会やPTAなどが団体として、行政職員、教職員などが個人として入っている。					
行政関与の必要性	団体の事務局は？	人権同和教育研究協議会の事務局は、生涯学習課である。			学校教育の事業との棲み分けは？	明確な棲み分けはないが、学校教育は子ども、PTAが対象。生涯学習課は大人が対象	補助金・委託料の面からいうと、コロナ禍で事業が減ったのかもしれないが、毎年700万円ほどが支出されている。また、類似の事業としてもかなりの額が支出されている。費用対効果が測り辛い分野ではあるが、それでもこの問題に対してこの委託費が有効な手段なのかは常に検証するべきである。
	通帳の管理は？	同じく生涯学習課である。			大きな差別事案は？	よく取りざたされているのは、学校現場での子供たちの心無い発言など。	団体運営補助や同じような委託料を支出している団体の事務局を市が担うことは止めなければならない。委託するのであれば委託団体が事務局を担うべき。それができないのであれば直営事業である。
	団体運営補助、同じような委託料を支出している団体の事務局を市役所が担うことは原則止めなければならない。委託するのであれば委託団体に事務局を担ってもら。それができないのであれば直営事業である。	この問題を解決していくには市民を巻き込んでいくことが大切。会の中に、市民、市民団体が会員となっている。委託料700万円は市職員1名を置けるかどうかの金額で、様々なチャンネルを持った活動ができるという観点から、現在の方法はむしろ効率的とも考えている。同和問題の解決は行政の責務であるとの認識に変わりはないため、主導して携わりたい。様々な会員への働きかけが直接できるメリットは代替の方法では考えにくいと思っている。					
補助の効果（成果指標）	活動趣旨を理解して会員となった人数を増やしていくとあるが、このことが目的なのか分かりかねる。	会員を増やすことについては、会の活動の幅を広げるための手段であり、700万円を使って会員を増やすことを目指しているわけではない。会費と700万円とで事業していくために一つの目標として掲げている。					活動趣旨を理解して会員となった人数を増やしていくとあるが、このことが目的なのか。本来の目的に対しての指標とすべき。
今後の方向性	滋賀県、奈良県に携わっているが、この様な協議会をもっているところは減少傾向にある。部落問題は、最終的になくなることが一番だと考える。6つの地域で温度差があるということであれば、全ての地域でやっていく必要があるのかと思う。これは住民の総意なのか？	国も部落差別があるということを認め法律ができた。事象が無いことで部落差別が無いというのを思われがちであるが、被差別部落で生まれた方にとっては、いつ差別を受けるか分からない実態と、その様な気持ちを持っている事実がある。事象と部落差別の双方をを無くす必要がある。その上で、部落差別に特化しているわけではなく、並行して他の人権課題も講演会を開催したり、啓発したりして総合的な人権課題に取り組んでいる。			財政がひっ迫していくなか、財源の問題もある。同和施策は止めるべき、ということではなく、この事業をずっと続けていて、仮に差別が減っていないのであれば手段は考えるべき。	行政需要に応じて資本を投入することは当然。本件は需要という言葉はおかしいかもしれないが、差別の事象、実態が世の中から消えていかない。終期以前に毎年見直しをずる必要はあると思うが、この事業はまだまだ続けていかなければいけない。	同和教育に行政が関わる必要性は理解しているが、本来は自発的には市民が活動するのが望ましい。行政はその活動の支援をするのが理想ではないか。今の伊賀市の同和問題に関する施策は市民や協議会に共感を得ているものなのか、活動を客観的に測る指標に改めたいうえ、アンケート調査等ニーズを把握する必要がある。
	同和問題と向き合ってきたことに敬意を表する。しかしながら、行革の観点から同和教育、学校教育、同和課は、組織の効率的な運営を考えて一緒にやれないのだろうか。効率性だけではなく、様々な人権課題に取り組む一つとして同和問題に取り組み、最終的には他の自治体と同様に一般施策化を目指すことも必要。「差別が潜在的にあるかもしれない」といつまでも言っているスクラップ＆ビルドができない。6地区全てに同和施策に対して同様のニーズがあるのか。表面化している本当に必要なニーズに対応するのが政策なので、昔から有るとか、有るかもしれないという考えでいけば政策としては優先度が下がっていく。	先生の仰るとおりと思う。同和問題がこの世から無くなっていけば、様々な施策、人員も不要になると思う。6地域で取り組まなくても良いのではないかと。しかし、なぜ今やっているのかについては、繰り返しになるが、被差別部落の当事者がいるからという訳ではなく、被差別部落地区が無い側の人間が差別する側に回るかもしれない。差別を生み出す人になるかもしれない。この様なことを防ぐために全市内の6地域で取り組みしている。いろいろな差別事象が起こっている中で、同和問題に特化しているわけではなく、様々なテーマを捉えながら研修会や情報提供している中で、差別を生産、生み出さないような活動をしているつもりである。同和問題は解決していけば優先順位が下がっていくことが望ましいと思っているが、根深い実情がある中で、差別事象と並行してまだまだ取り組むべき問題と思っている。					人権政策課、学校教育課、同和課は、組織の効率的な運営から一体的に実施できないのか。効率性だけではなく、様々な人権課題に取り組む一つとして同和問題に取り組み、最終的に一般施策化を目指すところだと思う。財源があるなら良いが財政難のこれからの伊賀市のことを考えると、同和施策の一般政策化を目指し、そのうえで関係課は一体的に取り組んでいくことも必要ではないか。
							事務局）人権同和教育研究協議会は、みなし法人的な団体で自ら規約を策定している。そこへ委託料を随意契約で発注している。なおかつ、生涯学習課が作成した事務事業評価シートも同協議会の会員を増やすことを行政目標にしているが、これは考えないといけない。会員数ではなく、自主的な啓発活動を進めている団体に成長させる必要がある。市の人件費を2000万円近く投じていることの大きさを考えるべき。
他事業への横展開							

部局	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	審査会	レビュー結果に対する 審査会評価	
	受益者負担・決 算内容	決算書を書面で確認するだけでなく、各団体への直 接監査を実施されること。	各支部同研にて実施する監査員による監査に加え、生涯学習課にて各支部同研への直接監 査も実施いたします。	今年度		意見	
	行政関与の必要 性	類似の事業を含めるとかなりの額が支出されてい る。費用対効果が測り辛い分野ではあるが、それで もこの問題に対してこの委託費が有効な手段なのか は常に検証するべきである。	人権同和教育を学校・社会の教育現場で進めるために、各支部同研で地域の実情に応じそ の課題解決に向けて、市民・行政・教育関係機関・企業・住民自治協議会・自治会などが会員 として加盟し、人権同和教育や啓発を行っています。 研修機会を確保し、継続して取り組んできたことによって2020年度に市において実施した人権 問題に関する伊賀市民意識調査結果からも「差別を許さない」反差別の行動をとる市民の割 合が調査の度に上昇していることから、各地域におけるきめ細やかな事業の実施は人権同 和教育・啓発の有効な手段であると考えています。 ご指摘のことについて、活動方針等を会員と協議しながら活動を進めたいと思います。				
	行政関与の必要 性	委託料を支出している団体の事務局を市が担うこと は止めなければならない。委託するのであれば委託 団体が事務局を担うべき。それができないのであれ ば直営事業である。	伊賀市同研の上部組織の三重県人教は公益社団法人、県内においても津市などでは市の 援助を受けて独立しているところもあります。 当該団体自らが事務を行うことが求められるというのは理解できますが、レビューの際にも申 した内容からも、現状の事業推進が必要であると考えています。				
	今後の方向性	今の伊賀市の同和問題に関する施策は市民や協議 会に共感を得ているものなのか、活動を客観的に測 る指標に改めたうえ、アンケート調査等ニーズを把握 する必要がある。	ご指摘のことについては、伊賀市における部落差別をはじめとする差別の撤廃に関する条例 及び部落差別の解消に関する法律に基づく調査として、各隣保館利用者を対象としたニーズ 調査を実施しています。 各団体における活動に関しては、会員である市民や各団体とも協議の機会を持ち総括もいた だきながら行っています。 また、人権問題に関する伊賀市民意識調査結果からも明らかとなっているように部落差別を はじめとするあらゆる差別が解消されていない現状では、被差別当事者であるマイノリティの 意見を施策に反映させるべきであると考えています。				
	今後の方向性	同和施策の一般政策化を目指し、そのうえで関係課 は一体的に取り組んでいくことも必要ではないか。	伊賀市人権同和教育研究協議会及び上野社会同和教育研究会にあっては、部落差別のみ ならず部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての市民の人権が保障される、 明るく住みよい社会の実現のための研究と実践を推進し啓発活動を通じた人権尊重のまちづ くりを進めています。 また、人権政策課にあっては市民への人権啓発を、当課においては社会教育としての人権同 和教育を担っていますが、施策の実施にあっては関係各課が連携・協力し一体的に事業を 行っています。				
	本事業に関する 今後の部局方針	継続					
	上記理由	現在も根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃には、市民が人権の視点を持って主体的に人権同和教育を推進する必要がある、人 権教育団体はその活動基盤となることから、現状の事業推進体制が必要であると考えます。					
諮問 時の 視点	① ・事務局を市が担っている、通帳管理も市が行っていることは団体の自立性を阻害することに繋がるのではないか。 ・団体の自立に向け、現状を変えるためのビジョンが必要ではないか。 ・研究活動の目的に対する成果を図るためや、広く住民ニーズを把握するためのアンケート調査になっているかどうか。 ・啓発と教育で実施している内容に差異があると言えるのか。 ②						